

生活習慣病の早期発見  
のため特定健康診査を  
受けましょう



平成27年4月24日 第122号  
— 発行 —  
五所川原市  
民生部国保年金課  
〒037-8686  
五所川原市宇岩木町12番地  
TEL35-2111(番代) 内線2335・2336

国民健康保険税は  
納期内に  
納めましょう

# リストラにあった方(非自発的失業者)の国民健康保険税等が軽減されます!!

会社の倒産や会社都合による退職など、非自発的理由で失業し、雇用保険の特定受給資格者（倒産、解雇などの事業主都合により離職した人）及び特定理由離職者（雇用期間満了などにより離職した人）となった国民健康保険加入者の場合、平成22年度以降の国民健康保険税等の負担が軽減されます。  
軽減を受けるには申請が必要となりますので、忘れずに申請してください。

## 対象者は？

給与の支払いを受けていたが、平成21年3月31日以降、一定の理由により離職し、雇用保険の「特定受給資格者」及び「特定理由離職者」となった65歳未満（離職時点）の国民健康保険加入者

★雇用保険受給資格者証の第1面「12. 離職理由」欄に記載されている離職理由コードが下記の場合に限り対象となります。

- |                                  |                                     |
|----------------------------------|-------------------------------------|
| ①「特定受給資格者」に対応する離職理由コード           | ②「特定理由離職者」に対応する離職理由コード              |
| 11…解雇                            | 23…期間満了（雇用期間3年未満更新明示なし）             |
| 12…天災等の理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇 | 33…正当な理由のある自己都合退職                   |
| 21…雇止め（雇用期間3年以上雇止め通知あり）          | 34…正当な理由のある自己都合退職<br>（被保険者期間12ヶ月未満） |
| 22…雇止め（雇用期間3年未満更新明示あり）           |                                     |
| 31…事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職   |                                     |
| 32…事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職        |                                     |

## 雇用保険受給資格者証の見本

雇用保険受給資格者証 (第1面)	
1. 支給番号	2. 氏名
3. 被保険者番号	4. 性別 5. 離職時年齢 6. 生年月日 7. 求職番号
8. 住所又は居所	
9. 支払方法(金融機関コード・記号(口座)番号)	
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日 12. 離職理由
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額
15. 求職申込年月日	16. 認定日 17. 受給期間満了年月日
18. 基本手当日額	19. 所定給付日数
20. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)	

平成21年3月31日(210331)以降の日付が該当

この欄の離職理由コードにより判定します

## 軽減の対象とならない場合は？

- 離職年月日の翌日の年齢が65歳以上である方
- 雇用保険に加入していない場合や雇用保険の手続きを行っていない方
- 「特例受給資格者証」をお持ちの方  
(特例受給資格者証：季節的に雇用される又は短期の雇用に就くことを常態とする短期雇用特例被保険者の方に交付される証)  
〈判別方法〉雇用保険受給資格者証の右上に「特」
- 「高年齢受給資格者証」をお持ちの方  
(高年齢受給資格者証：65歳到達日以後に離職された方に交付される証)  
〈判別方法〉雇用保険受給資格者証の右上に「高」

## 国民健康保険税の軽減は？

国民健康保険税の所得割の算定基礎となる課税所得のうち、離職者の給与所得のみを100分の30とみなして国民健康保険税を算定します。

また、軽減判定基準日の4月1日に国民健康保険に加入している世帯は、法定軽減(7割、5割、2割)判定の際、離職者の給与所得のみを100分の30とみなして軽減判定します。

## 高額療養費・高額介護合算療養費の自己負担限度額の所得区分判定の軽減は？

「上位所得」、「一般」の世帯種別に区分される高額療養費等の自己負担限度額の所得区分についても、離職者の給与所得のみを100分の30とみなして所得判定を行うことにより、所得区分が変更され軽減される場合もあります。

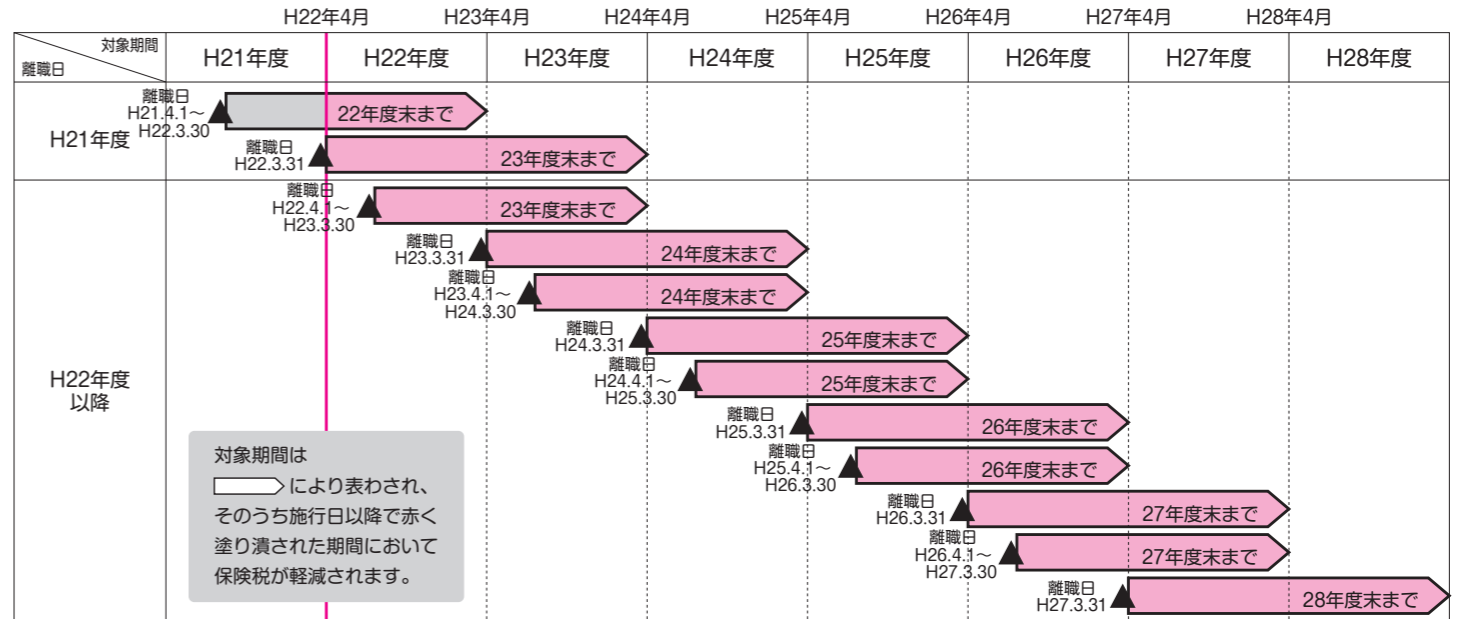
## 国民健康保険税の軽減期間は？

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。  
※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。  
※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険の資格を喪失すると終了します。

### ●申請に必要なもの

- 国民健康保険被保険者証
- 雇用保険受給資格者証(紛失・滅失した場合は、ハローワークで再交付してもらう必要があります。)
- 印かん

### ◆国民健康保険税の軽減対象期間



### 問い合わせ

- 国保年金課 国民健康保険係 35-2111 (内線2335・2336)
- 金木総合支所 総合窓口係 国民健康保険担当 35-2111 (内線3107)
- 市浦総合支所 総合窓口係 国民健康保険担当 35-2111 (内線4043)

# ● 乳幼児医療費給付制度についてお知らせ ●

- ・受給資格証は毎回必ず医療機関にご提示ください。(国保、社保に関わらず、すべての方が対象です。)
- ・受給資格証は該当になっている方にのみ送付しております。以前から該当していない方は受給資格証は送付されませんので、ご了承ください。

## 国民健康保険税の納付にご協力を!

保険税は全額、被保険者みなさんの医療費等にあてられる大切な財源です。

### 保険税を滞納すると

- ①前年度以前の保険税を滞納すると、有効期間が短い「**短期被保険者証(3ヶ月証)**」が交付されます。
  - ②納期限を過ぎた場合は、納付すべき税額に督促手数料と延滞金を加算して納付していただくことになります。
  - ③納期限から1年間経過しても納付がない場合、保険証を返却することになり、「**被保険者資格証明書**」が交付されます。この「**被保険者資格証明書**」は、保険証としての効力がないので、このときかかった医療費は**いったん全額自己負担**となります。
  - ④納期限から1年6ヶ月間経過しても滞納を続けていると、**国保の給付(療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等)の全部または一部が差し止められます。**
  - ⑤さらに滞納が続くと、**国保の給付の全部または一部が滞納している保険税に充てられます。**
- ※この他、財産等の差し押さえなどの滞納処分を受ける場合があります。

### 「短期被保険者証」とは

保険税を滞納している人に交付される有効期間の短い保険証です。国保の給付を受けることはできますが、短期被保険者証の期限が切れると来庁していただき納付相談をした上で短期被保険者証を更新することとなります。

### 「被保険者資格証明書」とは

納期限から1年間経過しても保険税の滞納が続いた場合に保険証の代わりに交付されるものです。「被保険者資格証明書」は国保被保険者であることを証明するだけで、保険証のような効力はありません。お医者さんにかかるときの医療費は**いったん全額自己負担**となります。後日、申請すればかかった医療費の7～9割の払戻しを受けられますが、同時に滞納している保険税に充ててもらうこととなります。

## 滞納する前にまず納付相談を!

会社倒産や解雇による失業、病気や不慮の事故による入院など、さまざまな理由で納期限までに税金を納めることが難しい場合は、**収納課**にご相談ください。

### 滞納するとみんなが困ります

みなさんの医療費の支払いにあてる財源が確保できないばかりか、きちんと納めている人との間に不公平が生じ、助け合いのしくみを支えている他の加入者に負担をかけ、多大な迷惑をかけることとなります。

## 「短期被保険者証」が交付されている世帯にも「被保険者資格証明書」が交付されることとなります。

現在、有効期間が3ヶ月の「短期被保険者証」を交付されている世帯で、以下に該当する世帯には、平成27年6月末で「短期被保険者証」を返還してもらい、平成27年7月から「被保険者資格証明書」を交付することとなります。

- ①平成26年10月以降、国民健康保険税の納付相談に応じない世帯
- ②納付相談等で取り決めた納付内容を誠実に履行しない世帯

※ただし、高校生世代以下の国保被保険者には、有効期間が6ヶ月の被保険者証を交付します。

国保資格、給付に関すること 民生部 国保年金課 **35-2111** (内線2335・2336)  
 保険税の課税に関すること 財政部 税務課 **35-2111** (内線2226)  
 保険税の納税に関すること 財政部 収納課 **35-2111** (内線2241・2243~2247)

# 平成27年度 市民健診のご案内

4月中に対象者のいる世帯に市民健診申込書が送付されています。  
 市民健診申込書を記入のうえ、同封の返信用封筒に入れ、早めの投函にご協力をお願いいたします。

健診の種類	対象者(五所川原市民)	内 容	集団健診		個別健診	
			料金※1	受付時間	料金※1	指定医療機関(50音順)
特定健康診査	40歳から74歳(受診時満年齢)の ・五所川原市国民健康保険被保険者 ・被生活保護者	①身体計測(腹囲測定:74歳までの方) ②問診 ③血圧測定 ④医師の診察	1,300円	午前7時から午前9時まで (検査開始 午前7時10分から)	1,600円	駅前クリニック かなぎ病院 川崎胃腸科内科医院 櫛引クリニック 健生五所川原診療所 市浦医科診療所 清水クリニック つがる総合病院 富田胃腸科内科医院 とやもり内科小児科クリニック 白生会胃腸病院 増田病院 上記12カ所にて特定健康診査、健康診査が受けられます。 ※2
健康診査	受診時満75歳以上の ・後期高齢者医療被保険者 (75歳未満の障害認定加入者含む) ・被生活保護者	⑤血液検査(脂質、肝機能、血糖、腎機能、貧血) ⑥尿検査 ⑦心電図 ⑧眼底検査(個別健診では必要に応じて実施)	無料		無料	
胃がん検診	40歳以上の男女	バリウムで胃X線撮影 胃内視鏡検査	1,500円		1,800円 2,500円	詳細は、 市民健診べり帳(市民健診申込書に同封)に掲載
大腸がん検診		スティック(採便容器)で便を採取する免疫便潜血反応検査2日法	600円		600円	
肺がん検診		胸部X線撮影 (必要により喀痰検査)	500円 ◆60歳代男性無料			
前立腺がん検診	40歳以上の男性	血液検査(腫瘍マーカー)	1,700円			
肝炎ウイルス検診	・過去に肝炎検診を受けたことがない 40・45・50・55・60・65・70・75・80・85・90・95歳の男女 ・上記以外の希望者 (集団で特定健康診査・健康診査を受ける方のみ)	血液検査 (B型及びC型肝炎)	無料		無料	詳細は、 市民健診べり帳(市民健診申込書に同封)に掲載
子宮頸がん検診	20歳以上の女性で 昨年度市の子宮がん検診を受診していない方	頸部細胞診検査	1,500円 ◆20歳代・30歳代無料	(マンモグラフィは午前11時から午後1時まで)	2,000円 ◆20歳代・30歳代無料	詳細は、 市民健診べり帳(市民健診申込書に同封)に掲載
乳がん検診	・30~39歳の女性 ・40歳以上で昨年度市の乳がん検診を受診していない方	30~39歳 医師の視触診のみ (医師が必要と判断した場合マンモグラフィ検査)	1,500円		1,000円	※受診できる医療機関や年齢等により検査内容が異なります。詳細は市民健診べり帳(市民健診申込書に同封)に掲載
		40~59歳 医師の視触診とマンモグラフィ検査	1,500円		2,000円	
		60歳以上 マンモグラフィ検査のみ	1,500円		1,500円	
		60歳以上 医師の視触診のみ	1,500円		1,000円	
歯周疾患検診	40・50・60・70歳の男女	歯周病、虫歯の有無等の診察			無料	詳細は、広報6月号に掲載

※1: 料金は、後期高齢者医療被保険者の方(年度内該当者含む)、生活保護世帯の方、市民税非課税世帯の方は全て無料です。  
 ※2: 健康診査は「受診券」がありませんので、直接指定医療機関に予約し受診ください。  
 ★集団健診の日程等については、市民健診べり帳をご確認ください。

問い合わせ先: 民生部 健康推進課 電話35-2111 内線 2363